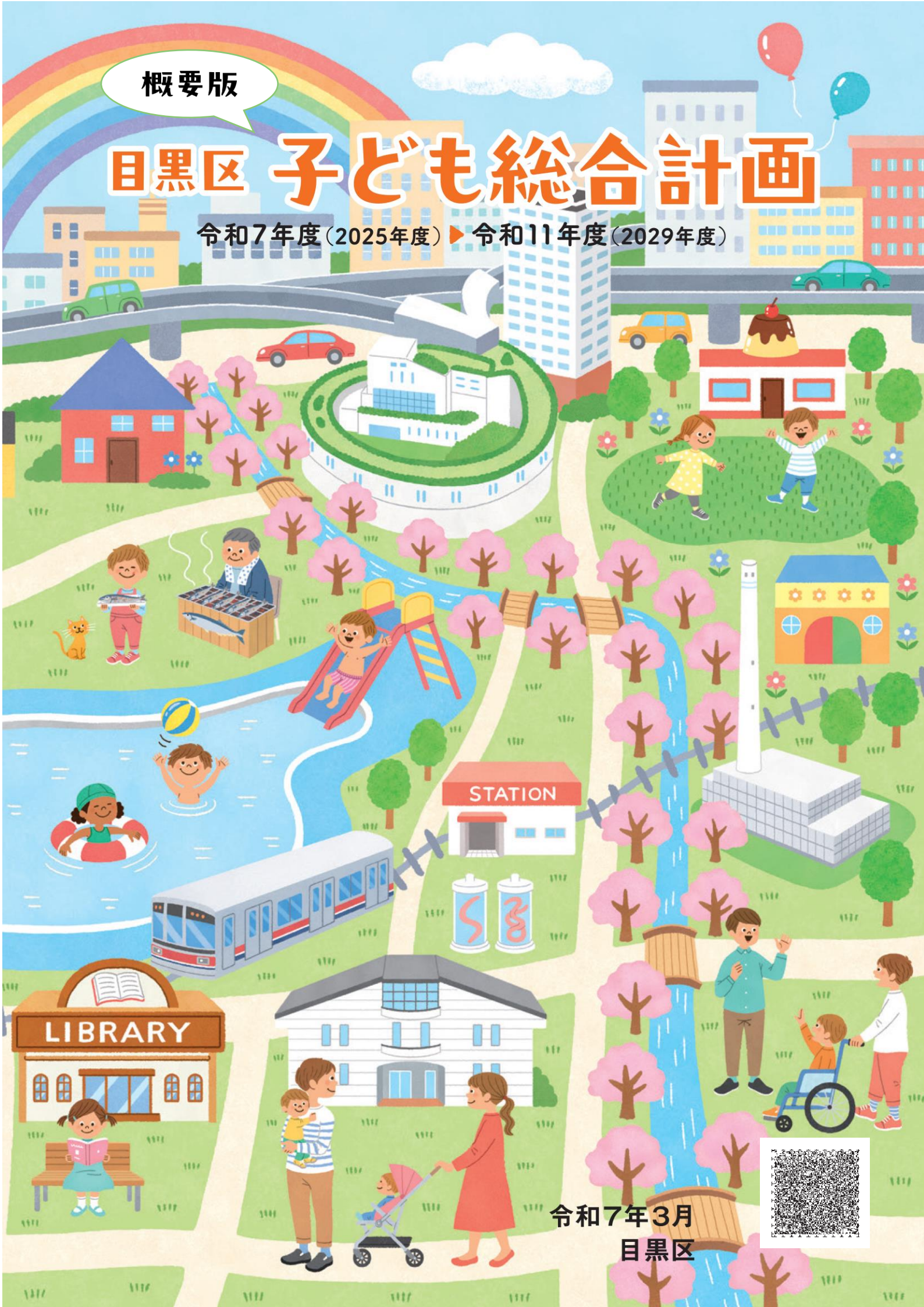


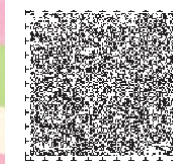
概要版

目黒区 子ども総合計画

令和7年度(2025年度) ▶ 令和11年度(2029年度)



令和7年3月
目黒区



目次

目黒区子ども条例 …P.1

子ども総合計画ってなに？ …P.2

目黒区の子どもの数って？ …P.3

基本理念 …P.4

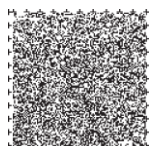
基本目標 …P.5

「未来につなぐ子ども・若者応援プロジェクト」の推進…P.10

計画を策定するにあたって …P.12

子ども・若者意見聴取事業 一めぐろ Youth ミーティングー
Youth からの意見と区からのアンサー …P.13

子ども・子育て支援事業計画 …P.16



概要版は、視覚障害等のかたのために音声版(デイジー)もあります。

この冊子には音声コード「Uni-Voice」が右ページの右下、左ページの左下に印刷されています。
スマートフォン専用アプリなどで読み取ると、音声で内容が確認できます。

目黒区子ども条例

「目黒区子ども条例」は、平成17年(2005年)に制定され、子どもの権利を尊重し、子どもが自らの意思で成長できる環境を整えることを目的とした条例です。この条例は、国連で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの生きる力を育み、大人と子どもが共に豊かな地域社会を作り上げることを目指しています。

子育てをささえるまち

子どもは、ほごしゃから
愛され、大切に育て
られます



子どもがさんか

できるまち

子どもは、自分の思った
ことや感じたことを話し
たり、友だちといっしょに
活動することが
できます



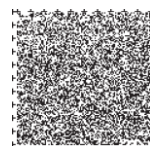
子どもが安心できるまち

子どもは、いじめやぼうり
よくから守られ、安心して
生きることができます

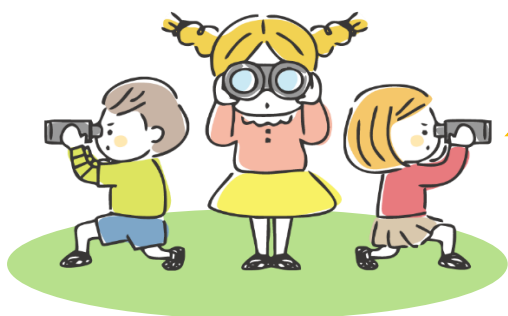


子ども一人ひとりの ことを大切にするまち

子どもは、自分らしさを
大切にされながら、
育つことが
できます



子ども総合計画ってなに？



この計画は、子どもの権利を尊重し、子どもと大人が共に協力して、子どもがいきいきと育つ地域社会の実現のために、今後5年間(令和7年度から令和11年度まで)の子どもや子育てに関する施策をまとめた計画です。



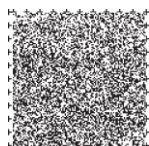
この計画は、区の長期計画である「目黒区基本計画」の補助計画であり、区の他の計画と整合性を図っていきます。
またこども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に定める各種計画を含んでいます。



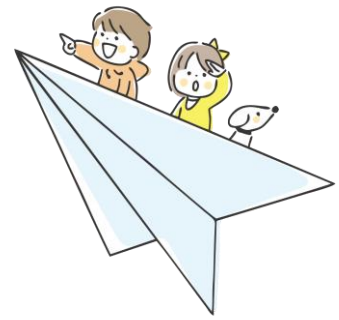
また、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて2015年に国連で採択されたSDGsの視点を踏まえて取り組んでいきます。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

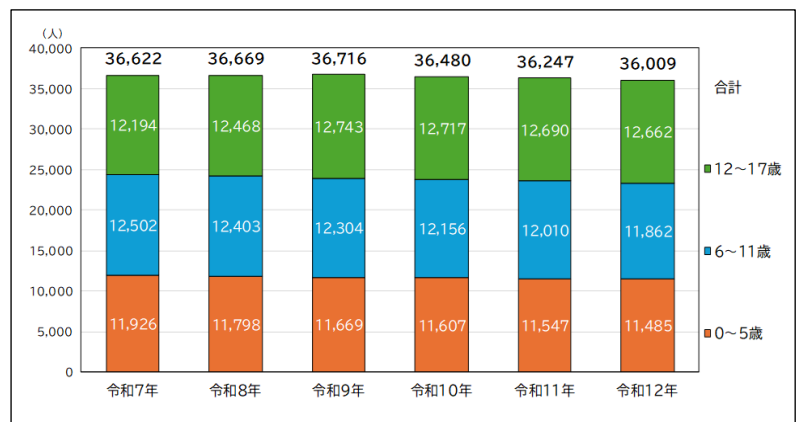


目黒区の子どもの数って？



🌸 子どもの人数と推計 🌸

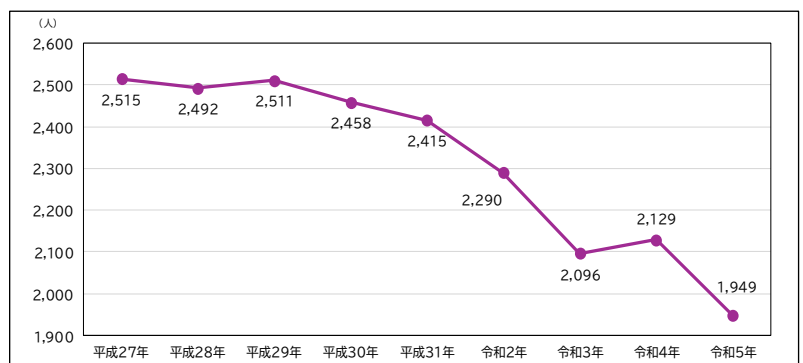
令和7年の子どもの人数は、0～5歳が11,926人、6～11歳が12,502人、12～17歳が12,194人であり、合計36,622人となっています。今後の人口推計は、全体としては減少傾向です。



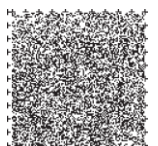
資料：目黒区人口・世帯数の予測(令和6年3月)【住民基本台帳ベース】(目黒区)

🌸 出生数の推移 🌸

目黒区の出生数は、平成29年以降減少傾向にあり、令和5年には1,949人となっています。



資料：東京都衛生統計(東京都福祉保健局)



基本理念

(1) 子どもの尊厳を大切にする



すべての子どもは、一人の人間としてその尊厳が尊重され自らの意思でいきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

子どもの尊厳を大切にしながら、子ども自身が互いの個性を尊重していけるような社会の実現を目指していきます。

(2) 子どもの権利を守り健やかな成長を支援する



すべての子どもには「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」権利があります。

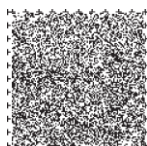
子どもがあらゆる差別や暴力を受けることなく、様々な経験を通じて生きる力をはぐくむとともに、楽しいことや辛いことがあったときに、自分の考えや感じたことを素直に表すことができる環境をつくりながら、子どもたちの健やかな成長を支援していきます。

(3) 地域とともに子育てを支える



大人は、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、その成長を支えながら、社会の一員として導いていく役割を担っています。

地域と協力しながら子どもたちの成長や子育て家庭への支援を通じて、豊かな地域社会の形成につなげていきます。

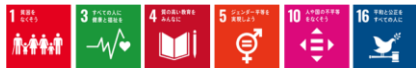


基本目標

基本目標Ⅰ 子どもの権利が守られ大切にされるまち

(1)子ども施策の普及・啓発

子どもの権利が尊重されるとともに、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目指して、必要な取組を推進するとともに、取組内容の周知、啓発に努めます。



(2)子どもの意見表明・参加の推進

子どもが社会参加の意欲を高め、自らの意思で自由に意見を言えるように、家庭、学校、地域の中で大人が子どもの思いを受け止め、意見を尊重していく社会づくりを推進していきます。



(3)児童虐待の予防と発生時の適切な対応

総合的な支援体制の構築に向けて、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な運営を進めるとともに、こども家庭センター内に東京都児童相談所のサテライトオフィスを設置することにより、子どもを守る意識の醸成を図ります。



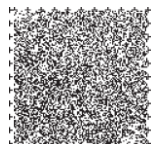
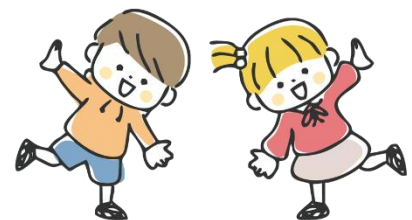
(4)権利侵害から子どもを守る

いじめや体罰などの人権侵害の未然防止に向けて、関係機関が連携し、子どもの権利侵害の防止に向けた取組を推進するとともに、権利侵害の無い社会づくりのための周知、啓発を行います。



主な事業

- ✦ 子ども条例の普及・啓発
- ✦ めぐろ子ども・若者会議の設置に向けた検討
- ✦ MEGURO こどもモニターによる子どもの意見の把握
- ✦ 東京都児童相談所の整備に向けた取組
- ✦ こども総合相談センター(仮称)の整備
- ✦ ヤングケアラー支援事業



基本目標Ⅱ 子どもが自らの意思で成長することができるまち

(1) 生きる力をはぐくむための 切れ目ない支援

支援を必要とする子どもとその家族が安心して暮らせる環境を整備し、ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援を提供します。



(2) 教育・保育の振興

子ども一人ひとりが自分の良いところや可能性を認識し、豊かな人生を切り開くための教育・保育の環境を充実させていきます。また一時保育の充実など、子どもを預ける保護者のニーズに応じた多様な教育・保育を推進します。



(3) 子どものための 多様な居場所づくり

児童館等の既存の施設の充実をはじめ、すべての子どもが自分らしく安心して過ごすことのできる魅力ある居場所づくりを推進していきます。



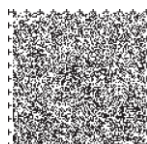
(4) こころとからだの健康づくり

子どもが心身ともに健康に過ごすことができるよう、子どもの成長や発達を確認しながら、疾病や障害を発見・適切な対応をすることで、早期治療や子育て支援につなげていきます。



主な事業

- ✦ 児童発達支援センター(保育所等訪問支援)(相談支援)
- ✦ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- ✦ 私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業
- ✦ 教育活動の充実に向けた支援体制の強化
- ✦ 生きづらさを抱える子どもたちのための居場所づくり
- ✦ 多様な学びの場、居場所の確保
- ✦ もぐもぐピカピカ歯みがき教室
- ✦ みんなの栄養相談



基本目標Ⅲ 子どもを安心して産み親子でいきいきと成長することができるまち

(1)誰もが安心して子どもを
産み育てることができる環境づくり

妊娠、出産、子育ての全期間にわたって切れ目のない支援体制を構築し、子育てをしているすべての保護者の不安や負担感、孤立を解消するとともに、次代を担う若者が安心して子どもを産み育てられる環境を整えていきます。



(2)子育て家庭への経済的支援

子どもを持ちたいと思う人たちが安心して子どもを産み、育てることができる環境を実現するため、個々の状況に応じて適切な経済的支援を実施します。



主な事業

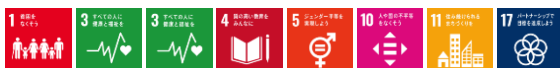
- ★ ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)
- ★ 保育に係る各種手続きのオンライン化
- ★ 特定不妊治療費(先進医療)助成事業
- ★ 妊婦ごはんとオーラルケア
- ★ 妊娠期・出産・子育て期にわたる伴走型相談支援と経済的支援
- ★ 養育費確保支援事業
- ★ 子ども食堂推進事業
- ★ 公民連携による地域子育てネットワークの構築



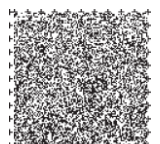
(3)子どもと家庭への多様な支援

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが健やかに育つ環境を整備します。

そして、持続可能な社会を維持するために、若者が社会的に自立し、子どもを産み育てたいという希望が叶う環境づくりを構築します。

(4)子育て家庭が集える
環境づくり

家庭や地域における子育て機能を補い、子育て中の親子の孤独感や不安を解消するため、親同士で支え合う仲間づくりの支援や、地域で活動している様々な団体と連携を通じて多様なニーズへ対応していきます。



基本目標Ⅳ 子どもが地域で育てられともに成長するまち

(1)多様な活動場所の提供

区内で、子どもの意思により自由に遊ぶことや、友達同士で活動できる新たな活動場所の確保が難しい中で、既存施設などを有効活用して、多様な子どもの活動場所の確保に向けた検討を進めます。



(2)文化・スポーツ活動への支援

魅力のある芸術文化事業や、スポーツなどの身体活動を通じて、心身の両面にわたる健全な発達を促し、より豊かで充実した生活を送ることができるよう支援していきます。



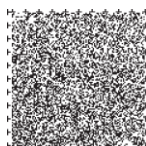
(3)子どもの育ちを支える 地域づくり

子どもが地域の中で様々な人とふれあい、体験活動を通じて健やかに成長し、社会の一員として活躍していくため、子どもや子育て家庭を支援する地域活動団体と連携しながら、地域全体で子育てをする仕組みづくりを進めます。



主な事業

- ✦ 学校開放
- ✦ MDC(メグロダンスコネクション)
- ✦ アウトリーチプログラム
- ✦ トップアスリート交流イベント
- ✦ eスポーツ体験事業
- ✦ 区民交流ボッチャ大会
- ✦ 地域学校協働活動の推進
- ✦ おもちゃの病院
- ✦ 親子ふれあい入浴デー



基本目標Ⅴ 子どもが安全にすごせる子育てにやさしいまち

(1)防犯・防災対策の推進

子どもたちが危険から身を守るための適切な行動がとれるよう、自然災害から身を守る防災教育や生活安全、交通安全に関する安全教育等を充実させていきます。



(2)交通安全対策の推進

子どもや保護者が安心して安全に外出でき、日々の生活が送れるまちの実現を目指し、交通安全教育等を通じて周知・啓発や交通安全対策を進めていきます。



(3)子育てにやさしい環境づくり

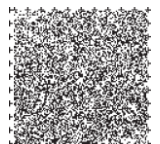
歩道等の環境整備、公園等の整備やリノベーションにより、子どもの年齢に応じた遊びができる場所の確保に努めます。また、子どもが健やかに成長していくために、豊かなみどりや生き物が生息する自然環境と接する場の整備を推進します。



主な事業



- ✦ 学校における防犯対策
- ✦ 生活安全パトロールの継続実施と活動強化
- ✦ 災害時における乳幼児や児童の防災拠点整備
- ✦ 通学路の安全点検(合同点検)の推進
- ✦ 総合的な自転車対策の推進
- ✦ 公園で自然や生き物とふれあう機会の提供



「未来につなぐ子ども・若者応援プロジェクト」の推進

新型コロナウイルス感染症に端を発した生活スタイルの変化、子育てに困難を抱える家庭の顕在化などにより、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わりました。

こども基本法、こども大綱の趣旨を踏まえ、次代を担う子ども・若者たちの自己実現に向けて、年代や環境に応じた多様な支援が重要であり、新たな視点で集中的に取り組むべき課題への対応が求められています。そして、子ども・若者の声を聴く大切さを大人一人ひとりが自覚し、実践していく意識の醸成を図るとともに、子ども・若者の意見を政策に反映させていくことが必要となっています。

新たな子ども総合計画では、基本目標と施策を体系化し、総合的に推進していく従来からのアプローチに加え、目黒区の現状認識を踏まえ、本計画期間中に特に重点的に取り組んでいくべき課題として、「未来につなぐ子ども・若者応援プロジェクト」とし、以下の3つのプロジェクトにチャレンジしていきます。

1 総合的な子ども家庭支援プロジェクト

妊娠期から青年期に至るまで、誰一人取り残さない総合的なサポートを実現します

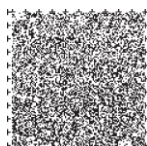
SNSを通じて子育てに関する様々な情報が取得できる一方で、誰からも支援を受けられず孤立する家庭の問題が生じています。行政とともに、地域全体で顔の見える関係性を築きながら子どもと家庭への支援が行えるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制、環境づくりに取り組みます。

主な事業

東京都児童相談所の整備
に向けた取組

こども総合相談センター
(仮称)の整備

公民連携による
地域子育てネットワーク
の構築





子ども・若者社会参画プロジェクト

子どものアドボカシーを大切にし、未来を担う子どもたちの社会参画を促します

子どもや若者が、積極的に社会活動に参加して、自分の意見を言ったり、その意見が反映される仕組みをつくったりしていくことは、持続可能な社会を継続していくためにとても重要です。次代を担う子ども・若者が社会に参画し、意見を施策に反映していく機会を提供していきます。

主な事業

めぐろ子ども・若者会議
の設置に向けた検討

MEGUROこどもモニター
による子ども意見の把握

Youthミーティングによる
子どもたちとの意見交換



子ども・若者居場所づくりプロジェクト

家でも学校でもない、子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくっていきます

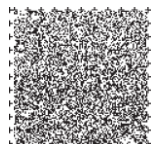
友達同士、学校や地域でのつながりが希薄化する中で、生きづらさを抱えて、家や学校、児童館など、従来の居場所では安心できない子どもたちが増えています。子どもたちが「自分らしくいられる場所」「自分で多様な体験や遊びが出来る空間」での経験を通じて、自己肯定感を高め、社会で生き抜く力を得ることができる環境づくりに取り組みます。

主な事業

生きづらさを抱える
子どもたちのための
居場所づくり

多様な学びの場、
居場所の確保

すべての小学生のための
放課後の居場所づくり



計画を策定するにあたって

『子ども総合計画』の策定に向けて、保護者や子ども本人の現在の子育て環境や生活状況の実態やニーズを把握し、さまざまな地域の子ども・子育て支援事業を充実させるため、令和5年度に基礎調査を実施しました。

調査名	調査対象者の考え方	対象数	回収数	回収率
小学校入学前 保護者調査	就学前のお子さんを持つ保護者	3,000 人	1,136 人	37.9%
小学生保護者調査	小学生のお子さんを持つ保護者	3,000 人	1,114 人	37.1%
小学生調査	小学校2・4・6年生	6,224 人	1,544 人	24.8%
中高生調査	中学校1・3年生及び令和6年4月 1日時点で16歳から18歳の方	9,494 人	1,581 人	16.7%

子どもや若者の意見を聴きました



目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)の策定に当たり、「子どもや若者の意見を尊重し反映すること」を目的として、以下の事業を実施しました。

① めぐる Youth ミーティング

実施時期：令和6年7月6日(土) 場所：オンライン

参加人数：4名

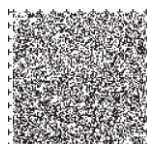
〇高校生から25歳までのいわゆる「Youth 世代」を対象に若者の独自の視点で、普段感じることを聴く機会を設けました。

② きもちのき

実施時期：令和6年5月1日(水)～5月31日(金)

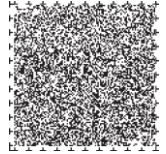
場所：区内6カ所の児童館 意見数：合計573件

〇児童館にて小学校低学年から高校生までを対象に、「りそうの目黒区」などのテーマを設定し、子どもの意見を収集しました。



子ども・若者意見聴取事業 一めぐろYouthミーティング

Youthからの意見と区からのアンサー



<Youth の意見①>

勉強ができる学習スペースをもっと増やしてほしい。



<回答>

今の目黒区で学習ができる施設は、図書館や児童館があります。児童館では、子どもの自由な活動を尊重し、活動室では、ずっと勉強している子もいます。ちなみに、東根児童館には、区内で唯一学習専用ルームがあり、好きなだけ勉強をすることができます。その他の施設では、多くの人が平等に利用できるよう、どうしても予約制となっていたり、使用できる時間が決められていたりします。小学生、中学生、高校生などその人によって、使用したい時間は違うかもしれません。区としても、もっと、自由なタイミングで 사용할 ことができるような居場所があると良いのではないかと考えています。

事業名 生きづらさを抱える子どもたちのための居場所づくり
乳幼児から中高生までの新たな居場所の創設
児童館等の役割再構築
既存の社会資源などを活用した子どもの居場所事業



<Youth の意見②>

経済的に塾に行けない子どもに対しての支援策が必要。



<回答>

今の目黒区では2つの学習支援を行っています。まず、1点目「めぐろ子ども未来応援塾」といって、ひとり親家庭の小学4年生から高校3年生を対象に受講者(条件設定あり)を募集して、ボランティアの方々が学習習慣の定着や基礎的な学力の向上を図るための学習支援をしています。つぎに2点目「目黒区子どもの学習・生活支援事業」といって、生活に不安を抱えている世帯の子どもを支えていく取り組みの一環として、平成27年度から認定特定非営利活動法人キッズドアと連携し、区内在住の中学生と高校生を対象とし実施しています。学習習慣を身に付け、目標とする高校や大学などの進学への一助としてもらうため、一人ひとり寄り添う形での個別学習支援を行っています。「塾に行きたくても行けない」「学びたくても学べない」という心の声に、寄り添ってサポートしていきます。

事業名 地域の学習支援団体への支援事業、学習支援事業



<Youth の意見③>

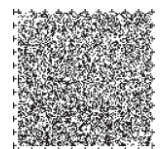
若者世代への広報は、LINE などの SNS をもっと活用すべき。



<回答>

今の目黒区では、SNS(LINEやXなど)の公式アカウントがあり、ご自身のアカウントをお持ちの方々には、様々な情報を取得したり、知りたい情報を検索出来たりするようになっていきます。ただし、若者のみなさんに、目黒区のことをより身近に感じてもらうためには、目黒区からの発信力を強めていく必要性を感じています。そのため、来年度からLINE等を通じた、若者の皆さんを対象とした情報発信に取り組んでいく予定です。

事業名 地域子育て支援事業の周知・啓発、めぐろ子ども・若者会議の設置に向けた検討





<Youth の意見④>

木造密集地域において、災害時の対策が地域住民に浸透しているのか疑問。



<回答>

目黒区は、老朽化した木造住宅が密集し、公共施設等の整備が不十分な地域(木造住宅密集地域)において、老朽建築物の建替えや公園等の整備などに取り組み、防災性と住環境の向上を目指しています。また、地域住民主体の協議会において、防災講演会を地元の小学校などで開催し、子育て世帯を含む地域のみなさまが参加しています。今後も、若い世代のみなさんが主体となって、地域防災力の向上の推進を行えるような取り組みを行っていきます。

施策名 防犯・防災対策の推進



<Youth の意見⑤>

子ども達に対して公募で集めた意見、本当に反映されているのか。



<回答>

はい！実は今までも、児童館の運営などは子ども達と一緒にルールを決めながら運営を行ってきました。子ども達の居場所のルールに限らず、区の施設や事業、様々なことに対して、子ども達の声を聴き、その意見を取り入れながら取り組みを進めています。子どもから大人までみんなにとって魅力ある目黒区にしていきたいと考えています。ただし、今までは、その意見がどこで採用され、どの事業に反映されたのかわからなかったため、そのような思いを持たれたのかもしれませんが。今後は、みなさんからいただいた意見が、どのように反映されたのか、できるだけフィードバックしていきたいと考えています。

事業名 めぐろ子ども・若者会議の設置に向けた検討
MEGURO こどもモニターによる子どもの意見の把握
Youth ミーティングによる子どもたちとの意見交換



<Youth の意見⑥>

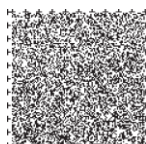
路上喫煙は禁止なのに店先での喫煙をしている人がいるのが子どもにとって少し迷惑だと感じる。たばこ専用スペースなどを設けてほしい。



<回答>

目黒区では現在、中目黒など4駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、区域内の道路での喫煙を禁止にしています。とはいえ、店先で喫煙をしていた場合、お店の敷地内で喫煙されている方は、区の条例の対象外になって取り締まることができません。(くやしいです。)とはいっても、ご指摘いただいているように、迷惑だと感じるという声も目黒区に届いているのが現実です。そのため、これからも喫煙所の増設、店舗への働きかけ、各種啓発活動を行い、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備に取り組んでいきます。また、今後、路上喫煙禁止区域を区内全域に拡大する方向で検討を進めています。

施策名 子育てにやさしい環境づくり





<Youth の意見⑦>

もっと自転車の専用レーンを設置してほしい。歩道が狭くて登下校の小学生も危険だと感じる。



<回答>

目黒区内では、自転車レーン(または自転車専用通行帯)や自転車ナビマークなどの自転車走行環境整備を進めています。しかし、区道では自転車レーンを設置するための規定(幅員等)を満たす道路が少ないため、主に自転車ナビマークの整備が中心となっています。そのため、自転車の専用レーンがあることが望ましいですが、道路の整備だけではなく、自転車に乗る人のマナーの向上も必要だと考えています。道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられているので、車道の左側通行が原則です。引き続き、違反者に対しては、毎年、警察と連携して周知啓発活動をおこない、安全な歩道の確保を目指します。

事業名 総合的な自転車対策の推進



<Youth の意見⑧>

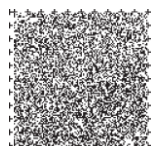
目黒区って魅力いっぱいだけど、いろいろな課題が埋もれていると感じる。



<回答>

目黒区は魅力がいっぱい！ 目黒区で過ごして下さる方々がそう感じてくださることはとても嬉しいことです！ ただし、きっとその反面、もっとこうしたら良いのに…と思うこともあるかと思いますが、私達職員も、もっともっとみなさんに目黒区の魅力を感じてもらえるように、課題解決に向けて全力で取り組んでいきます。来年度から、みなさんもそうした課題に対して、一緒に取り組んでいけるような仕組みを考えていますので、協力してくださいね。

たくさんの意見をありがとうございました。これからも目黒区は子ども・若者の皆様の意見をなるべく施策に反映できるよう、引き続き検討していきます。



子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づき定めるものであり、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて5年を1期として作成します。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めています。



子どものための教育・保育給付

幼稚園・認可保育所・認定こども園・特定地域型保育事業 等

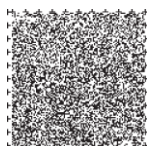


地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育、子育て援助活動支援事業、妊婦健康診査、乳幼児全戸訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、産後ケア事業、妊婦等包括相談支援事業



乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)



本編はこちら



表紙の絵エピソード

「わたしのだいすきなまち」をテーマに区内の子どもたちが描いた絵の中から、その「だいすき」な要素を散りばめて作成しています。そして、子どもたちの未来に向け掲げるプロジェクトの内容である、地域全体で顔の見える関係性を築きながら子どもと家庭への支援を行うことや、子どもや若者が積極的に社会活動に参加すること、子どもたちが「自分らしくいられる場所」「自分で多様な体験や遊びが出来る空間」を通じて、健やかに成長していくことのできるまちをイメージしています。絵の中には目黒区の名所があります！ぜひ見つけてみてください！

目黒区子ども総合計画 概要版 (令和7年度～令和11年度)

令和7年3月発行

発行 目黒区

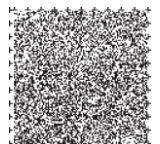
編集 目黒区子育て支援部子育て支援課
〒153-8573

東京都目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

電話 03-5722-8723(直通)

FAX 03-5722-9328

印刷 株式会社日本能率協会総合研究所





子ども相談室

めぐろ はあと ねっと



なや
ひとりで悩まないで！

こ
子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」に連絡をしてね。

れんらく
みづめよう あなたの はあと

電話番号: 0120 - 324 - 810

日時: 水曜～土曜 午前 10 時～午後 5 時

目黒区子ども若者部こども家庭センター 利用者支援係
03-5722-9596

